

組合員各位

飯伊森林組合

## 名義変更のお願い

日頃は組合経営にご協力・ご理解を頂きありがとうございます。

恐れ入りますが円滑な事務処理のために名義変更の手続きをお願いしております。同封の「加入申込書」に下記の様にご記入いただき、組合加入時にお渡ししてあります「出資証券」と併せて最寄りの組合事務所までお持ち下さい。

<おもて>

<p>加入申込書</p> <p>飯伊森林組合長殿</p> <p>住所 氏名</p> <p>下記の理由・・・提出致します。 記</p> <p>1.理由 (1) 新規 (2) 相続 名義の・・・</p> <p>2.面積</p> <p>3.引受出資口数</p> <p>4.出資証券の添付 有・無</p> <p>5.森林管理委託事業へ申込み</p>	<p>①「コードNo.」の欄に組合員番号を記入してください</p>	<p>②新しい組合員にあたる方の住所、氏名、電話番号を記入して押印してください</p>	<p>③ 1. 理由は、「(2) 相続」の欄へこれまでの組合員の方のお名前を記入してください 2. 面積は、所有林をご確認のうえ、ご記入ください（下記参照） 3 出資口数はご記入ください 4 出資証券の添付は、同時に提出できる方は「有」へ丸をしてご提出ください</p>	<p>④所有山林の確認と併せて当組合がおこなう森林管理委託事業へお申込下さい（事業の詳細は裏面へ）</p>
--	-----------------------------------	---	--	---

### 面積について

面積は、「不動産登記簿」（法務局で入手可能：有料）、「固定資産税課税明細書」（毎年納税時に市町村から送付）で確認できます。地目が「山林」、「原野」の面積の合計をご記入下さい。

<裏へ>

所有されている山林に変更があれば、「不動産登記簿」、「固定資産税課税明細書」のコピーを添付してください。

そして申込書の裏面へ、一覧をご記入願います。地番を「山林所有地」欄に、また面積を「台帳面積」欄にご記入下さい。その際は不明な場合は森林組合へご相談下さい

## 飯伊森林組合 Tel 0265-22-0604

面積は、毎年お願いしている賦課金の算出に必要です。正しい賦課金算出のために、正しい面積をお知らせください。

賦課金は、毎年5月ごろにある、組合員の代表である総代が議決する総代会で決められます。例年の計算式は、面積割(面積0.5ha【切り上げ】ごとに100円)足す 組合員割(組合員1名義あたり100円)です。

例えば2.15haであれば、2.5haへと切り上げて  $2.5\text{ha}=0.5\text{ha}\times 5$ となり、面積割  $5\times 100\text{円}=500\text{円}$  足す 組合員割 100円 で計600円となります。

組合員の皆さんへ

# 森林管理委託事業の概要

組合員の所有林の管理を組合が引き受ける事業です

近所の皆様  
で寄り合っ  
てご参加下  
さい。個人も  
OKです

## 1. 趣旨

組合員の皆さんが困っている所有林の現状、特に、高齢のため山へ出かけられない、後継者は山に無関心、遠方に住んでいるため山に行けないなどについて、所有者の皆さんに代わり組合が管理を代行いたします

## 2. 管理の内容

- (1) 境界の巡視、病虫害・獣害の有無、雪害・風雪害など自然災害の有無、盗伐・誤伐などの有無
- (2) 巡視調査により必要な施業の提案
- (3) 施業計画の作成
- (4) 組合以外の企業・事業体が皆さんへ商談など持ちかけた際の相談・交渉窓口、きちんとした契約の締結と完了検査など
- (5) その他皆さんが特別に望まれる事項

## 3. 管理費用

管理委託面積 20ヘクタール未満の場合は、組合員の皆さんは無料です。

お気軽にお問合せ・ご相談下さい。

お問い合わせ先 本所 0265-22-0604(代)

